



宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日(木曜日) 第2474号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○農業振興地域の指定の一部変更…………… (農村計画課) 1	頁
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の発生 (水産政策課) 1	
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (") 1	
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示 …… (管理課) 1	
○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 3	
○都市計画事業の変更の認可 (2件) …… (") 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3	
公 告	
○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中山間・地域課) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商業支援課) 4	

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (2件) …… (商業支援課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4	
○県営土地改良事業に係る不換地の指定…………… (") 5	
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 5	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 6	
教育長訓令	
○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令…………… 6	
○宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓 令…………… 7	
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 7	
正 誤	
○平成25年3月4日付け県公報 (第2467号) 中…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 203号

昭和46年宮崎県告示第1128号の2で指定したえびの市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県西諸県農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 204号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第 112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めた。

なお、同項の規定による保険に付する義務は、平成25年3月31日に発生する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島

加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立宇津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

宮崎県告示第 205号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第 113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年宮崎県告示第 267号による保険に付すべき義務は、平成25年3月30日限り消滅する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立宇津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 206号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款 (平成8年宮崎県告示第 515号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2～4 [略]

5～12 [略]

(前金払)

第34条 [略]

2～7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.1パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 [略]

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.1パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.1パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.1パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、入札公告及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2～4 [略]

5 受注者は、この契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合は、発注者の指示に従い、適切な管理を行うものとする。

6～13 [略]

(前金払)

第34条 [略]

2～7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 [略]

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支

払の日まで年 3.1^{じゅん}パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.1^{じゅん}パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 207号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年 3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画公園事業 5・5・11号 早水公園
- 3 事業施行期間
平成25年 3月28日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県都城市早水町及び郡元町地内
使用の部分
宮崎県都城市早水区有地及び早水神社有地

宮崎県告示第 208号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成20年宮崎県告示第 231号による日向延岡新産業都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画公園事業 8・4・22号 城山公園
- 3 事業施行期間
平成 2 年 2 月 6 日から平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
延岡市本小路及び東本小路及び桜小路及び天神小路
使用の部分
なし

宮崎県告示第 209号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第2055号による田野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市

払の日まで年 3.0^{じゅん}パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.0^{じゅん}パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

2 都市計画事業の種類及び名称

- 田野都市計画道路事業 3・5・3号 南原通線
田野都市計画道路事業 3・6・3号 井倉合又線
田野都市計画道路事業 3・6・1号 桜町通線

3 事業施行期間

平成21年 2 月 5 日から平成29年 3 月31日まで

4 事業地

変更なし

宮崎県告示第 210号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 24-2	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市真方字愛宕 5番4	5.05	33.00	平成25 年 3 月 13日

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を平成25年 3 月18日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更の理由

計画図

- (1) 農業地域として総合的に農業の振興を図る必要がある地域が生じたため、農業地域を変更する。
- (2) 森林地域として林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がなくなった地域が生じたため、森林地域を変更する。

2 5 地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの

）
 (1) 総括表 (単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	－	－	－	88,747
農業地域	306,334	9	－	9	306,343
森林地域	592,024	－	6	△ 6	592,018
自然公園 地 域	95,842	－	－	－	95,842
自然保全 地 域	192	－	－	－	192
計	1,083,139	9	6	3	1,083,142
白地地域	6,545	－	－	－	6,545

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る 5 地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農業地域	えびの市	9	－	9
森林地域	高 原 町	－	6	△ 6

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ダイレックス延岡店
 延岡市別府町4452番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の新設
 平成24年12月10日
- 3 意見の概要
 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 平成25年3月28日から平成25年4月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
 延岡市川原崎町 257 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法第6条第2項の規定による届出
 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
 平成24年11月30日
- 3 意見の概要
 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 平成25年3月28日から平成25年4月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）テックランド延岡店・明林堂延岡店・BOOKOFF PLUS FC延岡平原店・ほっともっと延岡平原店
 延岡市平原町五丁目1492番8号 外5筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法附則第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更
 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
 平成24年12月4日
- 3 意見の概要
 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 平成25年3月28日から平成25年4月30日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）から平成25年3月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、浮堀地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画において、次の従前の土地を、換地を定めない土地として指定した。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

換地を定めない土地

市町村	大 字	地 番	地目	用途	地 積 (平方メートル)
都城市	金田町	3057-1	畑	田	1145
〃	〃	3057-2	〃	〃	1148
〃	〃	3035-1	田	〃	753
〃	〃	3035-2	畑	〃	453
〃	〃	2922	〃	〃	526
〃	〃	2572-9	〃	〃	774
〃	〃	2952-3	〃	〃	319
〃	〃	2667	田	〃	87
〃	〃	2669-4	畑	〃	229
〃	〃	2899	田	〃	670
〃	〃	3058-1	畑	〃	184
〃	〃	2955-2	田	〃	787
〃	〃	2956-2	〃	〃	671
〃	〃	3040	畑	〃	2130
〃	〃	2863-1	〃	〃	489
〃	〃	2934	〃	〃	718
〃	〃	3070	〃	〃	102
〃	〃	3034	〃	〃	556
〃	〃	3059	〃	〃	1196
〃	〃	2669	〃	〃	1988

都城市	金田町	2669-5	畑	田	423
〃	〃	2669-6	〃	〃	1947
〃	〃	3080	〃	〃	955
〃	〃	2864-2	〃	〃	981
〃	〃	2985	〃	畑	921
〃	〃	3076	〃	田	703
〃	〃	2859-1	田	〃	887
〃	〃	2861-1	〃	〃	504
〃	〃	2837-2	畑	〃	716
〃	〃	2941	〃	〃	814
〃	〃	3095-2	〃	〃	387
〃	〃	3098-1	〃	〃	1164
〃	〃	2953	〃	〃	976
〃	〃	3003-2	〃	〃	782
〃	〃	3001	〃	〃	1559
〃	〃	3013-2	〃	〃	916
〃	〃	3060	〃	〃	1205
〃	〃	3090-1	〃	〃	984
〃	〃	3091-4	〃	〃	100
〃	〃	3042-1	〃	〃	876
〃	〃	3058-2	〃	〃	480
〃	〃	3066	田	〃	553
〃	〃	3023-1	〃	〃	982
〃	〃	3077-1	畑	〃	662
〃	〃	3113-2	〃	〃	185
〃	〃	3114-2	〃	〃	145

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、宮

崎県公報第2417号により公告した基本測量（土地条件調査）が平成25年1月24日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字樺山字中原5066番2 外6筆	都城市志比田町5758番地1 勝栄商事株式会社

教育長訓令

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 飛田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（教育財産等の貸付け）</p> <p>第19条 課の長又はかいの長は、教育財産等を借り受けようとする者については、個人にあっては教育財産等借受申請書（別記様式第14号）を、法人又は法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）にあっては教育財産等借受申請書及び役員等一覧（別記様式第14号の2）を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときは<u>この限りでない</u>。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（教育財産等の貸付期間の延長及び更新）</p> <p>第24条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては教育財産等借受期間延長（更新）申請書（別記様式第19号）を、法人等にあっては教育財産等借受期間延長（更新）申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときは<u>この限りでない</u>。</p> <p>（教育財産の目的外使用許可）</p> <p>第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書（別記様式第23号）を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるときは<u>この限りでない</u>。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第14号の2（第19条、第24条、第29条関係）</p>	<p>（教育財産等の貸付け）</p> <p>第19条 課の長又はかいの長は、教育財産等を借り受けようとする者については、個人にあっては教育財産等借受申請書（別記様式第14号）を、法人又は法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）にあっては教育財産等借受申請書及び役員等一覧（別記様式第14号の2）を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、<u>その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（教育財産等の貸付期間の延長及び更新）</p> <p>第24条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては教育財産等借受期間延長（更新）申請書（別記様式第19号）を、法人等にあっては教育財産等借受期間延長（更新）申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、<u>その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>（教育財産の目的外使用許可）</p> <p>第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書（別記様式第23号）を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるとき、<u>その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第14号の2（第19条、第24条、第29条関係）</p>

[略]				[略]				
役職名	ふりがな 氏 名	性別	住 所 (都道府県名のみ)	生年月日	役職名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日
[略]				[略]	[略]			
[略]				[略]	[略]			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の教育財産等取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名 称	所 在 地	管 理 者	名 称	所 在 地	管 理 者
月見ヶ丘教職員住宅	[略]	[略]	月見ヶ丘教職員住宅	[略]	[略]
平和が丘教職員住宅	宮崎市平和が丘西町	県立宮崎北高等学校長	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	湾津教職員住宅	[略]	県立小林秀峰高等学校長
湾津教職員住宅	[略]	県立高原高等学校長	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
[略]	[略]

別表第 3 (第10条関係)

路 線 名	区 間
[略]	
九州縦貫自動車道 (宮崎線)	[略]
[略]	
東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番 2 から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番 1 先まで
[略]	
一般国道 326号	[略]
県道北方インター線	[略]
[略]	
県道宮崎インター佐土原線	[略]
[略]	
県道土生高千穂線	[略]
[略]	
都城市道高木原577号線	[略]
[略]	

別表第 3 (第10条関係)

路 線 名	区 間
[略]	
九州縦貫自動車道 (宮崎線)	[略]
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から延岡市北浦町古江字野地久保島2729番 5 まで
[略]	
東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで
[略]	
一般国道 326号	[略]
県道須美江インター線	延岡市須美江町 280番 5 地先から延岡市須美江町1090番13地先まで
県道北方インター線	[略]
県道都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原5965番 5 地先から児湯郡都農町大字川北字榎土手5757番13地先まで
[略]	
県道宮崎インター佐土原線	[略]
県道清武南インター線	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3707番 1 地先から宮崎市清武町字柳ヶ谷乙1866番 2 地先まで
県道宮崎西環状線	宮崎市大字芳土字中原 611番 2 地先から宮崎市花ヶ島町北沖 623番 2 地先まで
[略]	
県道土生高千穂線	[略]
宮崎市道清武南インター上り線	宮崎市清武町今泉乙1866番 6 地先から宮崎市清武町今泉乙1922番12地先まで
宮崎市道清武南インター下り線	宮崎市清武町今泉乙1921番 4 地先から宮崎市清武町今泉乙1866番 2 地先まで
宮崎市道花ヶ島通線	宮崎市神宮東 3 丁目 132番 2 地先から宮崎市大字芳土中原 613番 1 地先まで
[略]	
都城市道高木原577号線	[略]
延岡市道昭和通線	延岡市昭和町 2 丁目2288番 1 地先から延岡市昭和町 3 丁目1988番 3 地先まで
[略]	

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成25年 3 月 4 日付け県公報 (第2467号) 中

ページ	段	行	誤	正
12	右	4	平成25年 4 月11 (木曜日) から平成25年 4 月15日 (月曜日) まで	平成25年 4 月11 (木曜日)

12	右	8	平成25年4月11日 (木曜日)	平成25年4月12日 (金曜日)	
----	---	---	------------------	------------------	--

--	--